

山形県運送事業者原油価格高騰支援

給付金

第2弾

の申請について

給付申請受付期間：令和4年10月17日（月）～12月2日（金）必着

燃油価格高騰の影響を直接受けているとともに、燃油の大きな節約や運賃への価格転嫁が困難な状況にある貨物運送事業者に対し、燃油価格の高騰分の影響を緩和するため給付金を給付するものです。

■給付対象事業者

- 山形県内に事業所をおく中小企業・小規模企業者※であって、一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定を除く。）又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者（個人事業主を含む。）

※資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす会社・個人

■給付対象車両

- 給付対象事業者が、令和4年7月1日現在、山形県内の事業所で運送事業の用に供するために保有する車両（リースを含む。）であって、山形運輸支局に登録されている車両。

※被けん引車両、貨物軽自動車、自家用自動車は対象となりません。

■給付金額

- 対象車両1台あたり6万円（事業者ごとの上限はありません。）

■申請方法

- 給付申請書及び添付書類を下記事務局へ郵送
※申請書のダウンロードはこちらから →



https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shogyo/unsojigyosha_kyufukin.html

山形県運送事業者原油価格高騰支援事業事務局

（〒994-0075 天童市蔵増 1465 番地 16 公益社団法人山形県トラック協会内）

TEL:023-616-6135

受付時間（午前9時～午後4時）※土日祝を除く ※令和4年12月16日まで設置しています。